

わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）

対象資産		資産種類	取得期間	特例割合	適用期間	根拠法令 ※地方税法
家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産		家屋 償却	平成29年4月1日 以降	1/2	期限なし	第349条の3第27項
居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産		家屋 償却	平成29年4月1日 以降	1/2	期限なし	第349条の3第28項
事業所内保育事業（利用定員5人以下）の用に供する家屋及び償却資産		家屋 償却	平成29年4月1日 以降	1/2	期限なし	第349条の3第29項
水質汚濁防止法に規定する汚水又は排水処理施設		償却	令和6年4月1日 から 令和8年3月31日	1/2	期限なし	附則第15条第2項第1号
下水道法に規定する除害施設		償却	令和6年4月1日 から 令和8年3月31日	4/5	期限なし	附則第15条第2項第5号
都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する公共施設等		家屋 償却	令和5年4月1日 から 令和8年3月31日	3/5	5年度分	附則第15条第14項
都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する公共施設等のうち特定都市再生緊急整備区域内のもの		家屋 償却	令和5年4月1日 から 令和8年3月31日	1/2	5年度分	附則第15条第14項
津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得又は改良された津波対策の用に供する施設（防波堤、護岸、胸壁等）		償却	平成28年4月1日 から 令和10年3月31日	1/2	4年度分	附則第15条第21項
津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設のうち避難用部分（指定避難施設避難用部分）		家屋	平成30年4月1日 から 令和9年3月31日	2/3	5年度分	附則第15条第22項第1号
津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定が締結された協定避難施設のうち避難用部分（協定避難用部分）		家屋	平成30年4月1日 から 令和9年3月31日	1/2	5年度分	附則第15条第22項第2号
建設予定または建設中である津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定が締結された協定避難施設のうち避難用部分（協定避難用部分）		家屋	平成30年4月1日 から 令和9年3月31日	1/2	5年度分	附則第15条第23項第3号
津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設に附属する避難用償却資産		償却	指定日以降	2/3	5年度分	附則第15条第23項第1号
津波防災地域づくりに関する法律に規定する協定避難施設に附属する避難用償却資産		償却	協定締結日以降	1/2	5年度分	附則第15条23項第2号
太陽光発電設備	1,000kw未満	償却	令和6年4月1日 から 令和8年3月31日	2/3	3年度分	附則第15条第25項第1号イ
	1,000kw以上	償却	令和6年4月1日 から 令和8年3月31日	3/4	3年度分	附則第15条第25項第3号イ
風力発電設備	20kw未満	償却	令和6年4月1日 から 令和8年3月31日	3/4	3年度分	附則第15条第25項第3号ロ
	20kw以上	償却	令和6年4月1日 から 令和8年3月31日	2/3	3年度分	附則第15条第25項第1号ロ
水力発電設備	5,000kw未満	償却	令和6年4月1日 から 令和8年3月31日	1/2	3年度分	附則第15条第25項第4号イ
	5,000kw以上	償却	令和6年4月1日 から 令和8年3月31日	3/4	3年度分	附則第15条第25項第3号ハ
地熱発電設備	1,000kw未満	償却	令和6年4月1日 から 令和8年3月31日	2/3	3年度分	附則第15条第25項第1号ハ
	1,000kw以上	償却	令和6年4月1日 から 令和8年3月31日	1/2	3年度分	附則第15条第25項第4号ロ
バイオマス発電設備	10,000kw未満	償却	令和6年4月1日 から 令和8年3月31日	1/2	3年度分	附則第15条第25項第4号ハ
	10,000kw以上20,000kw未満	償却	令和6年4月1日 から 令和8年3月31日	2/3	3年度分	附則第15条第25項第1号ニ
	木材に由来するもの、または農産物の収穫に伴って生じるバイオマスを電気に変換するもので、10,000kw以上20,000kw未満	償却	令和6年4月1日 から 令和8年3月31日	6/7	3年度分	附則第15条第25項第2号
水防法に規定する浸水防止用設備		償却	平成29年4月1日 から 令和8年3月31日	2/3	5年度分	附則第15条第28項
水防法に規定する浸水被害軽減地区にある土地		土地	令和2年4月1日 から 令和8年3月31日	2/3	3年度分	附則第15条第37項
緑地保全・緑化推進法人が設置する市民緑地の用に供する土地		土地	平成29年6月15日 から 令和7年3月31日	2/3	3年度分	附則第15条第32項
サービス付き高齢者向け賃貸住宅（新築）		家屋	平成27年4月1日 から 令和7年3月31日	2/3	3年度分	附則第15条の8第2項
中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた一定の償却資産		償却	導入計画認定後 から 令和7年3月31日	1/2	3年度分 ～ 5年度分	附則第15条第44項